

川崎市事業者・行政環境研究会設置要綱

(目的)

第1条 本市における大気や水などの地域環境に係る環境負荷の更なる低減に向け、事業者による自主的取組の推進を支援することを目的として、川崎市事業者・行政環境研究会（以下「本会」という。）を設置する。

(実施内容)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 環境対策に関する事業者間の情報交換の促進に関すること。
- (2) 事業者と川崎市の意見交換の推進に関すること。
- (3) 本会における活動内容の情報発信に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 本会の構成は、別表に掲げる構成員をもって構成する。ただし、本会の趣旨に賛同し本会に参画を希望する者は、本会の同意を受けて構成員となることができる。

(会議)

第4条 本会の会議は、必要に応じて川崎市環境局環境対策部長が召集する。

(庶務)

第5条 本会の庶務は、川崎市環境局環境対策部地域環境共創課において処理する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別 表

区分	構成員	業種
事業者	旭化成株式会社 製造統括本部 川崎製造所 環境安全部	化学工業
	花王株式会社 川崎工場 地区サービスセンター	
	株式会社レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所 環境安全部	
	E N E O S株式会社 川崎製油所 環境安全2グループ	石油製品・石 炭製品製造業 /化学工業
	東亜石油株式会社 京浜製油所 環境安全部	石油製品・石 炭製品製造業
	日本冶金工業株式会社 グループ環境・知的財産部	鉄鋼業
	J F Eスチール株式会社 東日本製鉄所（京浜地区） 環境・防災室	電気機械器具 製造業
	キヤノン株式会社 ファシリティ管理本部 川崎施設部	
	株式会社東芝 小向事業所 企画部	
	株式会社東芝 浜川崎工場 企画部	
	日本電気株式会社 環境マネジメントグループ	
富士通株式会社 総務本部 エリアマネジメント統括部		
富士電機株式会社 エネルギー事業本部 川崎工場 総務部		
行政	川崎市環境局環境対策部長	
	川崎市環境局環境対策部地域環境共創課担当課長	